

宇部市電子回覧板導入支援実証事業仕様書

1 業務名

宇部市電子回覧板導入支援実証事業

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 目的

自治会においては、会員の高齢化や共働き世帯の増加に伴う役員の担い手不足が課題となっており、自治会活動の活性化を図るためには、運営負担の軽減を図るとともに、働く世代や若い人が自治会活動に参加できる仕組み作りが重要となっている。

このような課題の解決に向けて、自治会活動の事務負担を軽減し、働く世代や若い人が活動へ参加しやすくする可能性を探るため、電子回覧板アプリを自治会業務で活用し、効果や課題等を検証することを目的とする。

4 契約上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 電子回覧板の仕様

(1) 利用可能端末

スマートフォン、タブレット、パソコン等で使用できること。

(2) 少なくとも以下の機能を有すること。

- ア 本市から利用者への情報配信機能
- イ 自治会から利用者への情報配信機能
- ウ 地域行事等の参加確認機能
- エ 閲覧確認機能
- オ 災害時における安否確認機能

6 本業務の内容

(1) 電子回覧板の提供

受託者は、本市が指定した自治会及びその構成員等に対して電子回覧板の利用権限を付与すること。

なお、利用権限を付与する自治会は10自治会、総世帯数は1000世帯と想定すること。

(2) 電子回覧板導入支援

導入希望自治会に対するシステム概要の説明会及びシステム利用者等に対するアプリ等初期設定と操作方法等に関する説明会を各1回以上実施すること。

また、システム運用上の問い合わせに円滑に対応すること。

7 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を統括する責任者（以下「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及び連絡先を明記した作業体制表を本契約締結時に提出すること。
- (3) 原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本市に申し出ること。

8 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1) により本市が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1) により本市が承認した場合であっても、受託者は本市に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

9 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、本市から提供された資料等（以下「資料等」という。）を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。
- (4) 受託者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還または削除すること。

10 特記事項

- (1) 電子回覧板利用に関する契約については、本市又は自治会のどちらでも可能であること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする